

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（<u>発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。</u>）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。</u>）が作成されているものであることとする。</p> <p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>	<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（<u>実用発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。</u>以下同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。</u>）が作成されているものであることとする。</p> <p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)